15　令和四年度入国特例インドネシア人看護師候補者　令和八年一月一日及び令和九年一月一日
16　令和五年度入国特例インドネシア人看護師候補者　令和九年一月一日
17～30　［略］
31　令和四年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　令和九年一月一日

六　四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

［1～14　略］

15　令和四年度入国特例インドネシア人看護師候補者　令和七年十月一日及び令和八年十月一日
16　令和五年度入国特例インドネシア人看護師候補者　令和八年十月一日
17～30　［略］
31　令和四年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　令和八年十月一日

七　［略］

第五　特例としての在留資格の変更又は在留期間の更新の手続

一　第三の一及び二のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするインドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受け、又は法第二十一条に規定する在留期間の更新の手続（三の許可を受けた者を対象とするものに限る。）を経て、新たな在留期間を一年とする許可を受けるものとする。

［1～15　略］

16　令和五年度入国特例インドネシア人看護師候補者　令和八年度看護師国家試験
17～30　［略］
31　令和四年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　令和八年度介護福祉士試験

二　一の許可を受けて本邦に在留する特例インドネシア人看護師候補者又は特例インドネシア人介護福祉士候補者は、重ねて同許可を受けることができない。

三　［略］

四　病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、令和八年度看護師国家試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとする令和四年度入国特例インドネシア人看護師候補者は、法第二十一条に規定する在留期間の更新の手続を経て、新たな在留期間を一年とする許可を受けるものとする。

五　三又は四の許可を受けて本邦に在留する特例インドネシア人看護師候補者又は特例インドネシア人介護福祉士候補者は、重ねて同許可を受けることができない。

15　令和四年度入国特例インドネシア人看護師候補者　令和八年一月一日
［号の細目を加える。］
16～29　［同上］
［号の細目を加える。］

六　四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

［1～14　略］

15　令和四年度入国特例インドネシア人看護師候補者　令和七年十月一日
［号の細目を加える。］
16～29　［同上］
［号の細目を加える。］

七　［略］

第五　特例としての在留資格の変更又は在留期間の更新の手続

一　第三の一及び二のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするインドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受け、又は法第二十一条に規定する在留期間の更新の手続（三の許可を受けた者を対象とするものに限る。）を経て、新たな在留期間を一年とする許可を受けるものとする。

［1～15　同上］
［号の細目を加える。］
16～29　［同上］
［号の細目を加える。］

二　一の許可を受けて本邦に在留する特例インドネシア人看護師候補者又は特例インドネシア人介護福祉士候補者は、重ねて同許可を受けることができない。

三　［同上］
［号を加える。］

四　三の許可を受けて本邦に在留する特例インドネシア人看護師候補者又は特例インドネシア人介護福祉士候補者は、重ねて同許可を受けることができない。